

確定拠出年金における運用方法除外事由の追加および事業主報告書の簡素化に関する省令の公布

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- 7月28日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」※1が公布されました。
- 省令の改正内容は、以下のとおりです。
 1. 企業型DCにおける運用方法の除外事由について、信託約款により終了・償還された場合は、加入者等の同意を不要とする
 2. 企業型DCの事業主報告書について、手続き簡素化のため、記載事項を限定し、企業型記録関連運営管理機関を通じて提出する（施行日以後に終了する事業年度から適用）

※1 「[確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令](#)」

施行期日

- 上記項目1 : 公布日
- 上記項目2 : 2022年3月1日

1. 企業型DCにおける運用方法の除外事由の追加

- ✓ 企業型DCの運用関連運営管理機関等が提示する運用方法の除外を行うに当たっては、運用方法の契約相手が破産手続を開始した等の事由による場合は加入者等の同意は、不要とされている(DC法第26条第1項ただし書、DC法施行規則第20条の2)

<改正事項> (DC法施行規則第20条の2)

- ✓ 加入者等の同意を不要とする運用方法からの除外について、信託会社等への信託※2であって当該信託が信託約款に基づいて終了して償還された場合を追加する

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. 企業型DCにおける運用方法の除外事由の追加（続き）

※2 DC法施行令第15条第1項の表の「二のロ、ハ又はニ」に掲げる信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託等

＜補足説明＞これら金銭信託等は、投資信託と同様に「信託法」の規定に基づいて所要の手続を経て償還されることから、運営管理機関自身の判断によることなく、当該運用商品の提供を停止せざるを得ないため、加入者等の同意なしに運用方法から除外することを可能とするもの※3

※3 厚生労働省「第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」資料1, p43参照

【ご参考】加入者等の同意取得が不要な場合

- ①運用の方法に係る契約の相手方が欠けた場合
- ②投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取消しを受けた場合
- ③運用の方法に係る契約の相手方について、破産手続き開始の決定があった場合
- ④投資信託の受益証券について、投資信託約款規定により信託契約期間を変更して償還された場合

2. 企業型DCの事業主報告書の簡素化

＜改正事項＞（DC法施行規則第27条）

✓ DC法第50条の規定に基づき企業型DCの事業主が提出する事業主報告書について、
手続簡素化の観点から、記載事項を以下の事項に限定

- (1) 企業型年金規約に係る承認番号
- (2) 厚生年金適用事業所の名称
- (3) 事業年度
- (4) 企業型年金加入者等の状況
- (5) 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況
- (6) 返還資産額の状況
- (7) 個人別管理資産の状況
- (8) 指定運用方法の状況
- (9) 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況

✓ 報告書の提出は、企業型記録関連運営管理機関を通じて行うこととする。ただし、事業主が記録関連業務の全部を行う場合はこの限りではない

＜経過措置＞

- ✓ 施行日(2022年3月1日)以後に終了する事業年度に係る報告書から適用する
- ✓ なお、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、従前の例による

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。